

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型事業所

重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービス・指定介護予防小規模多機能型介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会医療法人 清仁会
- (2) 法人住所 京都府京都市西京区山田中吉見町11-2
- (3) 電話番号 075-381-5161
- (4) 代表者氏名 理事長 清水 史記
- (5) 設立年月日 昭和48年 7月 2日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定小規模多機能型居宅介護事業所
指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所
平成19年4月16日
事業所番号 2691600023号 京都府
- (2) 事業所の目的 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 小規模多機能型居宅介護事業所 篠まごころホーム
- (4) 事業所の所在地 京都府亀岡市篠町広田1丁目31番20号
- (5) 電話番号 0771-29-3040
- (6) 事業所長（管理者）氏名 小田 登美子
- (7) 当事業所の運営方針 利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。
- (8) 開設年月 平成19年4月16日
- (9) 登録定員 29人
(通いサービス定員17人、宿泊サービス定員5人)
- (10) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。宿泊サービスの際に利用される居室は全て個室となります。

居室・設備の種類		室数	面積	備考
宿泊室	個室	5 室	49.93 m ²	
	合計	5 室		
居間		1 室	50.25 m ²	
食堂		1 室		居間を兼ねる
台所		1 室	11.91 m ²	
浴室		1 室		
消防設備		1 室		スプリンクラー等
事務所		1 室	19.60 m ²	宿直室を兼ねる

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 亀岡市

※上記以外の地域の方は原則として当事業所のサービスを利用できません。

- (2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	8時30分～20時00分
訪問サービス	24時間
宿泊サービス	20時00分～8時30分

※受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	常勤	非常勤	職務の内容
事業所長 (管理者)	1 人 (介護職と兼務)		従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
介護支援専門員	1 人以上 (介護職と兼務)		利用者及び家族の必要な相談や適切なサービスが提供されるようケアプランを作成する。関係機関との連絡、調整等を行う
看護職員		1 人 (GH と兼務)	利用者の健康状態を的確に把握・管理し、利用者の主治医や協力医療機関との連携を行う
介護職員	5 人以上 (兼務含む)	3 人以上	小規模多機能型居宅介護計画に基づき、サービスの提供を行う。

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
1. 管理者	勤務時間： 8：30 ～ 16：45
2. 介護支援専門員	勤務時間： 8：30 ～ 16：45
3. 介護職員	主な勤務時間： 8：30 ～ 20：00 夜間の勤務時間： 20：00 ～ 8：30 その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。
4. 看護職員	勤務時間： 8：30 ～ 16：00

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では利用者に対して、介護保険の給付の対象となるサービスと介護保険の給付対象とならないサービスがあります。

（1）介護保険の対象となるサービス（契約書第4条参照）＊

以下のサービスについては、利用料金の自己負担割合に応じた金額となります。ア～ウのサービスを具体的に、それぞれどのような内容・頻度で行うかについては、利用者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます（（5）参照）

＜サービスの概要＞

ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

① 食事

食事の提供及び必要に応じて食事の介助を行いません。

②入浴

入浴または清拭。必要に応じて衣服の着脱・洗髪・洗身の介助を行います。

② 排泄

利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行います。

④機能訓練

利用者の状況に適した日常生活動作やレクリエーションを行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑤健康チェック

血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑥送迎サービス

利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス、電気を含む）は利用者の負担となります。

訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

医療行為、金銭または物品の授受、宗教活動、政治活動、営利活動、迷惑行為

ウ 宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

＜サービス利用料金＞（契約書第5条参照）

ア 下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。

要介護度	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	3,450	35,638円	3,563円	7,127円	10,691円
要支援2	6,972	72,020円	7,202円	14,404円	21,606円
要介護1	10,458	108,031円	10,803円	21,606円	32,409円
要介護2	15,370	158,772円	15,877円	31,754円	47,631円
要介護3	22,359	230,968円	23,096円	46,193円	69,290円
要介護4	24,677	254,913円	25,491円	50,982円	76,473円
要介護5	27,209	281,068円	28,106円	56,213円	84,320円

（1単位：10.33円）

- ・1ヶ月の包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画のサービス内容よりも利用が増減しても、料金の変更はありません。
- ・月途中で登録した場合または終了した場合は、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。（登録日は契約締結日ではなくサービスを実際に利用開始した日であり、登録終了日は契約を終了した日となります）
- ・利用者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。（下記（2）ア及びイ参照）
- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。
- ・利用者がまだ要介護認定を受けていない場合など、サービス利用料金の全額をお支払いしていただく場合があります。その後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

イ 加算

- ・初期加算 30単位／日（30日以内）
- ・認知症加算Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ 890・760・460.単位／月
- ・訪問体制強化加算 1000単位／月
- ・総合マネジメント体制強化加算Ⅰ 1200単位／月
- ・若年性認知症受入加算 450・800単位／月（予防・介護）
- ・サービス提供体制強化加算Ⅰ 750単位／月
- ・科学的介護推進体制加算 40単位／月
- ・口腔・栄養スクリーニング加算 20単位／月（対象月のみ）
- ・生活機能向上連携加算Ⅰ 100単位／月（対象月のみ）
- ・介護職員等処遇改善加算Ⅰ 所定単位数に18.6%

*介護保険における亀岡市の地域区分は6級地で1単位10.33円です。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）*

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

ア 食事の費用

朝食：350円 昼食：600円 夕食：600円 おやつ：150円

イ 宿泊に要する費用

3, 0 0 0 円

ウ おむつ代

実 費

エ レクリエーション等について

利用者の希望によりレクリエーション等に参加していただくことができます。ご希望される場合は材料代等の実費をいただきます。

オ 複写物の交付

利用者はサービス提供についての記録を閲覧できます。複写物を必要とする場合は実費をご負担いただきます。(1枚につき10円)

ウ その他の費用(洗濯代:100円 宿泊時の貸し出しテレビ利用料:100円 持込電化製品の電気代:50円等)

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第5条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し次のいずれかの方法により翌月末日までにお支払いください。

①口座振替

②事業所での現金支払

③銀行振込み

【銀行振込の場合】

京都銀行 桂支店 社会医療法人 清仁会 小規模多機能型居宅介護「篠まごころホーム」 普通預金 No.3 4 3 8 5 6 1 清水 史記

(4) 利用の中止、変更、追加(契約書第7条参照)

- ・小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。
- ・利用予定日の前に、利用者の都合により小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。
- ・5.(1)の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。ただし、5.(2)の介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、当日の利用料金の自己負担相当額をお支払いいただく場合があります。

※サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者やその家族等に提示して協議します。

(5) 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービ

ス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者やその家族等と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、利用者やその家族等に説明し同意を得て交付します。

6. 苦情の受付について(契約書第19条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は0771-29-3040（篠まごころホーム）で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 管理者：小田 登美子

介護支援専門員：伊藤 洋子

○受付時間 月曜日～金曜日 8：30～16：45

(2) 行政機関その他苦情受付機関

亀岡市役所高齢福祉課	電話	0771-25-5182
京都府国民健康保険団体連合会	電話	075-354-9090
京都府社協福祉サービス運営適正化委員会	電話	075-252-2152

7. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

＜運営推進会議＞

構 成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員もしくは地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開 催：およそ2ヶ月に1度開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します

8. 外部評価の実施について

当事業所では、小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたり、具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上、利用者の適切なサービス選択のために外部評価を下記の通り実施しています。

＜外部評価＞

構 成：事業所職員の自己評価と運営推進会議のメンバーにより協議

開 催：年1回（令和8年1月）

会議録：協議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成し、亀岡市に提出。

事業所玄関に閲覧可能書類として配置。

9. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

社会医療法人清仁会

ア. 亀岡シミズ病院 : 亀岡市篠町広田1丁目32-15

診療科目 : 脳神経外科、整形外科、内科、呼吸器科、外科
泌尿器科、メンタルヘルス科、循環器科、眼科等

イ. 洛西シミズ病院 : 京都市西京区大枝沓掛町13-107

診療科目 : 脳神経外科、整形外科、外科、消化器科、泌尿器科
内科、神経内科、皮膚科、形成外科、リウマチ科等

ウ. シミズ病院 : 京都市西京区山田中吉見町11-2

診療科目 : 脳神経外科、外科、整形外科、内科、神経内科、
形成外科、皮膚泌尿器科、リウマチ科、循環器科等

10. 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、実施し利用者にも参加していただきます。

非常時の対応	別途定める「消防計画」にのっとり対応します。			
近隣との協力関係	亀岡消防署・近傍消防団等と連携を図ります。			
平常時の訓練等	別途定める「消防計画」にのっとり年２回以上の避難訓練を、利用者の方も参加していただいて実施します。			
防 災 設 備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	なし
	避難階段	なし	屋内消火栓	なし
	自動火災報知器	あり	非常通報装置	なし
	誘導灯	２箇所	漏電火災報知器	なし
	ガス漏れ報知器	なし	非常用照明	あり
	消火器	あり		
	カーテン・布団等は防災性能のあるものを使用しています。			
消防計画等	「消防計画」の通り。			

11. 衛生管理

(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備、または飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

(2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

ア) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する委員会をおおむね6か月に一回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。

イ) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備します。

ウ) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的実施します。

12. 情報公開について

事業所において実施する事業の内容については、インターネットの『介護サービス情報公表システム』において公開しています。

13. 個人情報の保護について

- (1) 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- (2) 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得た上で利用します。

14. 虐待防止のための推進

- (1) 利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、管理者を責任者とし必要な体制の整備を行います。また、従業者に対して研修を実施する等の措置を行います。
- (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 虐待防止のための指針を整備します。
- (4) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施します。
- (5) 各項の措置を適切に実施するための担当者を置きます。

15. 身体拘束等の適正化の推進

- (1) 当事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行わないものとします。
- (2) 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。
- (3) 身体拘束等の適正化を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (5) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上実施します。

16. 業務継続計画

- (1) 当事業所は、感染症や災害が発生した場合において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、必要な措置を行います。
- (2) 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を年1回以上実施するものとします。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

17. サービス提供の記録

(介護予防) 小規模多機能居宅介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行い、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。

18. 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置します。

19. サービスの利用にあたっての留意事項

- ・サービス利用の際には介護保険被保険者証と介護保険負担割合証を提示してください。
- ・事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ・他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ・所持金品は、自己の責任で管理してください。
- ・事業所内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

20. その他サービス利用にあたっての禁止事項

(社会通念を超えたと思われる苦情やハラスメント行為等)

- ・職員に対して行う暴言・暴力・誹謗中傷・または恫喝等の行為等。
- ・体を触る、性的な言動等のセクシャルハラスメント行為等。

年 月 日

指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

小規模多機能型居宅介護事業所 篠まごころホーム
説明者 氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

本人（利用者） 住所
氏名

扶養者（家族等） 住所
氏名

（続柄 ）

署名代理人 住所
氏名

（続柄 ）